



## 施行者限りで処理できる事項について

仮換地の指定や変更にあたっては、土地区画整理審議会の意見を聴くことが土地区画整理法に定められています。しかし、下記にあげるような軽微な変更については、施行者限りで処理を行うことについて土地区画整理審議会の同意を得ましたので、ご報告します。

### 【施行者限りで処理できる事項】

- ・従前地の地番、地目、地積の変更によるもの
- ・従前地の分割又は合併によるもの
- ・借地権等の新たな登記、申告又は消滅によるもの
- ・仮換地指定通知等の明らかな記載の誤り
- ・権利者からの願い出による換地の変更で、他の換地に影響を及ぼさないもの

換地の実質を変更しないものに限りです。

いずれの変更も、後日、土地区画整理審議会に報告します。

**土地に関して変更がある場合は、事前に必ず当課までご相談下さい。**

## 市の土地の仮換地指定について

平成24年3月22日付で、一般地権者の皆様を対象に仮換地の指定を行いました。一部の街区には、隙間や空白地（換地調整地）が発生しております。

換地調整地のうち、将来にわたって市が特に保有する必要がない土地は、土地区画整理事業の本来の目的である、良好なまちなみの形成及び土地利用の増進を図るため、売却することとしました。（詳細は裏面をご参照下さい。）

換地調整地の仮換地指定は、工事の進捗にあわせて、段階的に行ってまいります。

今回は、土地区画整理審議会の同意を得た、以下の仮換地の指定を行います。

### 【仮換地指定箇所】

6街区4画地 130㎡

※この仮換地は、公募による一般競争入札で売却します。



## 換地調整地の売却方針について

換地調整地の売却に関する手続等を定めた「市有地の処分に関する要領」を6月8日付で施行しましたので、売却方針をお知らせします。

なお、「市有地の処分に関する要領」の詳細につきましては、松山市ホームページをご覧ください。

### 1. 売却の方法

公募による入札により売却します。ただし、単独での利用が困難な土地及び国や市などが公用のため必要とする土地は、随意契約により売却します。

### 2. 売却の相手方

入札で落札された方に売却します。ただし、単独での利用が困難な土地は、次のとおり隣接する仮換地所有者（隣接する仮換地所有者に購入を希望する方がいない場合は、同一街区内の仮換地所有者）に優先的に売却します。

- ① 仮換地面積が、100㎡未満の方に売却します。
- ② ①に該当しない場合は、協議により等分又は等分以外の割合で売却します。
- ③ ②の協議が調わない場合は、購入を希望する方による入札で売却します。

### 3. 売却価格

不動産鑑定評価に基づいて定めた価格で売却します。

### 4. 売却の時期

換地調整地の仮換地指定後、随時売却します。

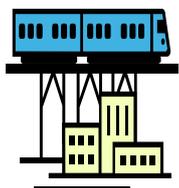
## 用途地域の変更について

松山駅周辺地区における用途地域等の変更（案）について、平成24年5月14日に説明会を行いました。今後、都市計画法の所定の手続きを経て、正式に変更を行う予定です。

### 【変更等の内容】

**用途地域、駐車場整備地区、特別用途地区、防火・準防火地域  
の変更**

※なお、変更（案）の詳細な内容は、松山駅周辺整備課、又は都市政策課にお問い合わせください。



★松山駅周辺整備課のHP★

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/matsuyamaekisyuhen.html>

随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

